

## ■住所が変わったら

項目	対象者	手続き	問合せ先						
旅券 (パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。また、旅券申請のために提出する住民票、戸籍謄(抄)本は、発行後6か月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。 なお旅券申請の際に提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も、有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。	佐賀県旅券センター TEL 0952-25-7005						
自動車運転免許証	自動車運転免許証をお持ちの方	免許証の住所変更が必要です。この手続きは、免許更新時に合わせて行うこともできます。なお、住所変更を希望される方は、運転免許センターまたは所在地を管轄する警察署で随時手続きができます。	佐賀県運転免許センター TEL 0952-98-2220 白石警察署 TEL 0952-84-2021						
商業・法人登記の本店、支店などの所在地と代表者の住所について	旧福富町、旧有明町内に本店(主たる事務所)又は支店(従たる事務所)を有する会社・法人及び同所に住所を有するその代表者	会社・法人の本店、支店等の所在地及び代表者の住所変更については、法務局が職権で「白石町」に修正しますので登記申請の必要はありません。 ただし下表のような場合は別途変更の登記を申請していただく必要があります。	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148  佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>本店及び支店等の所在</th> <th>変更登記申請を要する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店・主たる事務所 (旧福富町・旧有明町) 支店・従たる事務所 (管轄外) ※注1</td> <td>支店等の所在地を管轄する法務局において本店等の所在地変更登記を申請願います。 ※注2</td> </tr> <tr> <td>本店・主たる事務所 (管轄外) ※注1 支店・従たる事務所 (旧福富町・旧有明町)</td> <td>本店等の所在地を管轄する法務局において支店等の所在地変更登記を申請願います。 ※注2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注1 管轄外-武雄市、鹿島市、杵島郡、藤津郡以外 ※注2 会社・法人の代表者の住所が旧福富町・旧有明町にある場合は代表者の住所変更登記も申請願います。 なお、登記申請書用紙は、合併期日以降、武雄支局に備え付けますので、御利用願います。</p>	本店及び支店等の所在	変更登記申請を要する内容	本店・主たる事務所 (旧福富町・旧有明町) 支店・従たる事務所 (管轄外) ※注1	支店等の所在地を管轄する法務局において本店等の所在地変更登記を申請願います。 ※注2	本店・主たる事務所 (管轄外) ※注1 支店・従たる事務所 (旧福富町・旧有明町)	本店等の所在地を管轄する法務局において支店等の所在地変更登記を申請願います。 ※注2	
本店及び支店等の所在	変更登記申請を要する内容								
本店・主たる事務所 (旧福富町・旧有明町) 支店・従たる事務所 (管轄外) ※注1	支店等の所在地を管轄する法務局において本店等の所在地変更登記を申請願います。 ※注2								
本店・主たる事務所 (管轄外) ※注1 支店・従たる事務所 (旧福富町・旧有明町)	本店等の所在地を管轄する法務局において支店等の所在地変更登記を申請願います。 ※注2								
抵当権等(土地登記簿・建物登記簿)の住所	土地・建物等の登記簿に所有者又は抵当権等の権利者として福富町、有明町の住所で登記されている方	市町村合併により、所有者等の住所が変更になりますが、旧町名を「白石町」として読み替える規定(不動産登記法第59条)があり、特に変更の登記は必要ありません。 ただし、登記簿上の表記が旧住所のままでは差し支えるという方は、ご面倒でも登記名義人(所有者等)の住所変更を申請していただくことになります。(非課税)	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148  佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435						
土地・建物等登記簿	不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所在	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。	佐賀地方法務局 TEL 0952-26-2148 佐賀地方法務局武雄支局 TEL 0954-22-2435						
政府管掌健康保険者証	政府管掌健康保険の被保険者証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、健康保険被保険者証の被保険者の住所欄は、ご自身で訂正してください。	佐賀社会保険事務局 武雄事務所 TEL 0954-23-0121						
国民年金、厚生年金の受給者	国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	佐賀社会保険事務局 武雄事務所 TEL 0954-23-0121						

項目	対象者	手続き	問合せ先
家事・調停事件当事者	平成17年1月1日現在の家事・調停事件当事者	住所変更の手続きをしてください。	佐賀家庭裁判所 TEL 0952-23-3161
公正証書	公正証書を受けている方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、新町発足前に作成された公正証書に基づき、新町発足後の権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要になる場合があります。	佐賀公証役場 TEL 0952-22-4387
NHK(日本放送協会)の契約関係	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	NHK佐賀放送局 TEL 0952-28-5040
電話等の契約	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。また、電話番号も変更ありません。	契約している電話会社
電気料金・契約関係	左記の契約者	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、契約名義の変更の場合は右記関係へ申し出てください。	九州電力武雄営業所 TEL 0954-22-2171
環境衛生営業等許可(理容、美容、クリーニング、旅館等)	左記の許可を受けている方	管轄の保健所で住所変更手続きを行ってください。	杵藤保健所 TEL 0954-22-2103
食品の営業許可	左記の許可を受けている方	合併時の住所変更の手続きは必要ありませんが、次回更新の時にその旨を申し出てください。	杵藤保健所 TEL 0954-22-2103

### ■ 住所表示変更証明書(無料)を交付します。

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書(無料)を本庁及び支所の窓口で交付します。  
住所変更の手続きに当たり、証明書が必要な方はお申し出ください。

## 証 明 書

合併により平成17年1月1日から下記のように変更したことを証明する。

記

新	佐賀県 杵島郡白石町
旧	佐賀県 杵島郡福富町
	佐賀県 杵島郡有明町

平成 年 月 日

佐賀県杵島郡白石町長(職務執行者) ○○ ○○ [公印]

(A5版)

## 福祉関係

項目	対象者	手続き	問合せ先
母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は、本庁で、母子手帳交付日に交付します。(月2回)	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
妊婦一般健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は母子手帳交付時に一緒に交付します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
重度心身障害者医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、受給資格の更新時(7月)に新しい受給資格証を発行します。	白石町役場長寿社会課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
ひとり親等家庭医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、受給資格の更新時(8月)に新しい受給資格証を発行します。	白石町役場福祉課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
乳幼児医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後、4月ごろに新しい受給資格証を郵送しますので、お手元に届きましたら旧町発行の受給資格証を本庁・支所まで返却してください。	白石町役場福祉課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
乳児一般健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。合併後は乳児相談時に交付します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、希望があれば新しい住所の受給者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の認定証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
老人保健特定疾病療養受療証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受療証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の被保険者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の認定証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受給者証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の認定証をお持ちの方	合併時の住所変更手続きは、必要ありません。ただし、希望があれば、新しい住所の受療証を本庁・支所で発行します。なお、平成17年4月に更新します。	白石町役場健康づくり課 TEL 0954-65-3111 (本庁)

介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	旧福富町及び旧有明町にお住まいで、要介護認定を受けている方については、平成17年1月に新しい介護保険被保険者証を送付します。その他の方については、手続きの必要はありません。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
介護保険特定標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
訪問介護利用者負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	杵藤地区介護保険事業所 TEL 0954-69-8222
犬の飼い主の住所	犬の飼い主	平成17年1月に新しい認定証を送付します。	白石町役場白石支所内 生活環境課 TEL 0952-84-2114

## ■金融関係

項目	手続き	問合せ先
預金通帳、定期預金証書等 キャッシュカード	一般的には、合併時の住所変更の手続きは必要ありません。 個別に各金融機関に確認してください。	各金融機関
クレジットカード	各社で対応が異なりますので、詳細については各窓口で確認してください。	各金融機関 各クレジット会社
有価証券、保険証書	各社で対応が異なりますので、詳細については各窓口で確認してください。	各規約等に定めのある窓口